

学校給食（停止・再開）届出書

年 月 日

文京区立第十中学校長 様

学校給食の（停止・再開）について、次のとおり申し出ます。

学年 組	年 組 番
児童・生徒 氏名	
保護者氏名	印

[申出の内容]

<input type="checkbox"/> 停止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
<input type="checkbox"/> 再開日	年 月 日 から
停止の理由	<input type="checkbox"/> 疾病等による長期欠席 <input type="checkbox"/> その他校長が認めるもの ()

※継続して14日以上給食を停止する場合に、届出書を提出してください。

※給食費の返金は、この届出を学校が受理した日以降の給食を止められた日からとなります。引き落とし金額にて調整をします。

※再開は「学校給食再開届出書」を学校が受理した日の翌日から起算して3日目（土日・休日を除く。）が目安となります。

[学校使用欄]

学校受理日 年 月 日

校 長	副校長	給食主任	事務職員	栄養教諭・ 栄養職員	担任教諭

長期欠席及び出席停止に係わる給食費返金について

(1) 長期欠席等

- ・病気やけがなどによる継続して14日以上登校しないときは、事前に「学校給食停止届出書」にて申し込みがあった場合に限り返金します。申し出がない欠席は返金対象としません。
- ・給食費は、「学校給食停止届出書」を学校が受理した日以降の給食を止められた日から返金します。
- ・給食の停止及び再開は、「学校給食（停止・再開）届出書」を学校が受理した日以降の発注変更を行うことができた日より行います。

（翌日から起算して3日目（土日・休日を除く）が目安です。）

※牛乳の本数の変更が2日前の12時まで、パンの変更が2日前の15時まで、めんの変更が2日前の10時まで（土日・休日を除く）のため。

(2) 学級閉鎖等

インフルエンザなどの感染症による学級閉鎖、学年閉鎖等の場合、臨時休業日が決定した3日目より返金対象となります。

※牛乳の本数の変更が2日前の12時まで、パンの変更が2日前の15時まで、めんの変更が2日前の10時まで（土日・休日を除く）のため。

返金例) 3日間の臨時休業の場合

1日目(当日)	2日目	3日目
×	×	○

※○より返金対象となります。

※返金は年度末までに行います。

(3) その他

給食費の返金額に関しましては、年度末までに個別にお知らせをお渡しします。詳細は、そちらを御確認ください。

御不明点がございましたら、担任を通してお問い合わせください。